

京都市国民健康保険条例附則第5項の規定による旧被扶養者に係る保険料の減額の取扱いについて（依命通達）

- 1 本依命通達は、国民健康保険条例（以下「条例」という。）附則第5項に規定する保険料の減額（以下「旧被扶養者減額」という。）の取扱いについて定めることを目的とする。

区長は、旧被扶養者減額を行おうとするときは、条例及び京都市国民健康保険規則（以下「規則」という。）に規定するもののほか、以下の各項に定める取扱いによるものとする。

- 2 減額対象となる保険料

減額対象となる保険料は、条例附則第5項第1号及び第2号に該当する者（以下「旧被扶養者」という。）に係る、次に掲げる期間の、月割計算による保険料とする。

- （1）平等割額 旧被扶養者に該当することとなった日の属する月分から、当該月以後、2年を経過する月まで
- （2）均等割額 旧被扶養者に該当することとなった日の属する月分から、当該月以後、2年を経過する月まで
- （3）所得割額 旧被扶養者に該当することとなった日の属する月分から、当分の間

- 3 申請

- （1）旧被扶養者減額の適用を受けようとする世帯主は、規則附則第5項に規定する申請書に必要書類を添えて、区長に対して申請するものとする。

ただし、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号の規定に基づく情報照会及び同法第22条第1項の規定に基づく情報提供により、旧被扶養者であることを確認できた場合においては、必要書類の提出を省略することも可能とする。

- （2）前項に定める必要書類とは、次のア～ウに掲げるものをいう。

ア 市町村が発行する旧被扶養者異動連絡票

イ 被用者保険の各保険者が発行する資格喪失証明書等で、旧被扶養者に該当することが記載されたもの

ウ 被用者保険適用事業所の事業主が発行する各種証明書で前号と同等の内容が記載されたもの

- （3）旧被扶養者減額が初めて適用された月の属する年度の、翌年度以降に係る保険料の減額については、申請を省略するものとする。

- 4 減額額

減額額は、以下の各号に規定する額の合計額とする。ただし、旧被扶養者が属する世帯（以下「対象世帯」という。）が、条例第14条第1項第3号に規定する特定世帯である場合においては、第1号の規定については適用せず、対象世帯が条例第17条の2第1項に規定する減額賦課の適用を受けている場合においては、第1号及び第2号の規定については適用しないものとする。

なお、各号によって減額額を算定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを各々切り上げるものとする。

(1) 平等割額

対象世帯に属する被保険者の全員が旧被扶養者である場合に限り、平等割額の半額相当額を減額する。ただし、アからウまでに掲げる場合にあっては、平等割額の半額相当額からそれぞれアからウまでに定める額を控除した額を減額する。

ア 対象世帯が条例第14条第1項第3号に規定する特定継続世帯（以下「特定継続世帯」という。）である場合（ウに掲げる場合を除く。） 特定継続世帯に係る平等割額の軽減に係る額（⇒ 平等割の2.5割相当額）

イ 対象世帯が条例第17条の2第2項に規定する減額賦課（以下「2割減額」という。）の適用を受けている場合（ウに掲げる場合を除く。） 2割減額額のうち平等割額に係る額（⇒ 平等割の2割相当額）

ウ 対象世帯が特定継続世帯で、かつ2割減額の適用を受けている場合 特定継続世帯に係る平等割額の軽減に係る額（⇒ 平等割の2.5割相当額）に2割減額額のうち特定継続世帯に係る軽減後の平等割額に係る額（⇒ 平等割の1.5割相当額）を加えた合計額（⇒ 平等割の4割相当額）

(2) 均等割額

旧被扶養者に係る均等割額について、その半額相当額を減額する。ただし、対象世帯が2割減額の適用を受けている場合は、均等割額の半額相当額から、2割減額額のうち均等割額に係る額を控除した額を減額するものとする。

(3) 所得割額

旧被扶養者に係る所得割額について、その全額を免除する。

なお、減額額の算定に当たっては、基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額の所得割額と、所得割額の算定基礎となる所得額のうち旧被扶養者に係る所得額が無いものとみなして算出した基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額の所得割額との、各々の差額を減額額とするものとする。

5 条例第20条による減免に対する優先

対象世帯に、さらに条例第20条に規定する減免を行う場合においては、「京都市国民健康保険料及び延滞金の減免、徴収猶予の取扱いについて（依命通達）」の規定によって算出した平等割、均等割、所得割の各部分の減額額から、本依命通達によって算定した減額額を各々控除した額を、条例第20条に規定する減免額とする。

附 則

(施行期日)

本依命通達は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正規定は、決定の日（平成22年5月28日）から施行する。

(適用区分)

2 この改正規定による改正後の依命通達の規定は、平成22年度の保険料から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この改正規定は、決定の日（平成25年5月29日）から施行する。

(適用区分)

- 2 この改正規定による改正後の依命通達の規定は、平成25年度の保険料から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正規定は、平成30年6月10日から施行する。

(適用区分)

- 2 この改正規定による改正後の依命通達の規定は、平成30年度の保険料から適用する。

附 則

(施行期日)

この改正規定は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

(適用開始)

- 2 この改正規定による改正後の依命通達の規定は、平成31年度の保険料から適用する。